

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3024号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「学校の対応記録（教西指第259号の開示文書内にある教師よる、児童・生徒に対して虐め、虐待、暴力等の調査報告書及びそれに関する文書の全文）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3024号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3024	令和3年9月28日	令和3年10月13日	令和3年11月11日	令和3年12月8日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3024	「学校の対応記録（教西指第259号の開示文書内にある教師よる、児童・生徒に対して虐め、虐待、暴力等の調査報告書及びそれに関する文書の全文）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示決定</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校名及びいじめの被害児童（以下「被害児童」という。）の保護者の氏名 （個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。） ・対応日及び個人が特定できる記載 （他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。） ・被害児童及びその保護者並びに関係児童の心情、発言内容その他本件の詳細に関する内容（以下「被害児童の心情等」という。） 	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
		(特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。)	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3024	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《教職員に係る訴えがあった場合の対応について》</p> <p>実施機関によると、教職員の言動による被害を受けた児童・生徒やその保護者から訴えがあった場合には、当該児童・生徒が在籍する学校の校長は、関係する教職員や児童・生徒等から聞き取り等を行い、正確な事実関係の把握に努めるとのことである。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校（以下「特定小学校」という。）のいじめ事案に関する対応記録であり、特定小学校の教員が関係者から聞き取りした内容やそれに伴う特定小学校の対応の内容が日時とともに記載されている。</p> <p>本件処分において、実施機関は、被害児童の保護者の氏名、対応日、学校名、個人が特定できる記載及び被害児童の心情等を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。なお、実施機関の説明によると、個人が特定できる記載とは、被害児童の学年又は学年が推測できる情報及び関係児童のイニシャル（以下「被害児童の学年等」という。）を指しているとのことである。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。</p> <p>イ 被害児童の保護者の氏名について</p> <p>当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 対応日について</p> <p>実施機関は、対応日については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別されるおそれがあることから、非開示としている。実施機関が対応日に当たるとして非開示とした別表1に示す部分には月日及び曜日が記載されているが、これらを開示したとしても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別されるおそれがあるとは認められないため、本号本文に該当しない。</p> <p>エ 学校名及び被害児童の学年等について</p> <p>実施機関は、学校名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから非開示としており、被害児童の学年等については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別されるおそれがあることから非開示としている。</p> <p>学校名及び被害児童の学年等については、直接個人を特定できる情報ではないものの、本件はいじめという機微にわたる事案であり、これらの情報を公にすると、地域住民や学校の関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別できるおそれがある情報であることは否定できない。したがって、学校名及び被害児童の学年等については、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのい</p>

答申 番号	判断の要旨																																
3024	<p>ずれにも該当しない。</p> <p>オ 被害児童の心情等について</p> <p>実施機関は、被害児童の心情等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、非開示としているが、被害児童の心情等のうち別表2に示す部分には、学校に常設している委員会の名称やいじめ事案が発生した場合の学校の対応として一般的な内容が記載されていた。これらの情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないので、別表2に示す部分に係る情報は、本号本文に該当しない。その余の部分に係る情報は、被害児童及びその保護者並びに関係児童の学校や家庭内での行動や当時の心情等、通常他人には知り得ない内容が記載されており、公にすることで、被害児童及びその保護者並びに関係児童の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 実施機関が対応日に当たるとして非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="236 779 1453 1473"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 779 456 819">該当ページ</th> <th data-bbox="456 779 1453 819">開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 819 456 1055" rowspan="5">1 ページ</td> <td data-bbox="456 819 1453 869">1 行目の 5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 869 1453 916">3 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 916 1453 963">19 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 963 1453 1010">22 行目の 12 文字目及び 13 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1010 1453 1055">27 行目の 5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1055 456 1149" rowspan="2">2 ページ</td> <td data-bbox="456 1055 1453 1102">6 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1102 1453 1149">36 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1149 456 1243" rowspan="2">3 ページ</td> <td data-bbox="456 1149 1453 1196">20 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1196 1453 1243">37 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1243 456 1337" rowspan="2">4 ページ</td> <td data-bbox="456 1243 1453 1290">19 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1290 1453 1337">33 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1337 456 1473" rowspan="3">5 ページ</td> <td data-bbox="456 1337 1453 1384">2 行目の 15 文字目及び 16 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1384 1453 1431">7 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1431 1453 1473">17 行目の 1 文字目、2 文字目及び 5 文字目</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意)</p> <p>文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。</p> <p>別表2 実施機関が非開示とした被害児童の心情等のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分</p> <table border="1" data-bbox="236 1709 1453 2116"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1709 456 1749">該当ページ</th> <th data-bbox="456 1709 1453 1749">開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1749 456 2116" rowspan="8">1 ページ</td> <td data-bbox="456 1749 1453 1796">1 行目の 9 文字目から 15 文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1796 1453 1843">2 行目の 8 文字目から 19 文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1843 1453 1890">13 行目の 1 文字目から 5 文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1890 1453 1937">16 行目の 10 文字目から 14 文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1937 1453 1984">17 行目の 15 文字目から 21 文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1984 1453 2031">23 行目の 23 文字目から 28 文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 2031 1453 2078">26 行目の 1 文字目から 5 文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 2078 1453 2116">37 行目の 1 文字目から 9 文字目まで</td> </tr> </tbody> </table>	該当ページ	開示すべき部分	1 ページ	1 行目の 5 文字目及び 7 文字目	3 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目	19 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目	22 行目の 12 文字目及び 13 文字目	27 行目の 5 文字目及び 7 文字目	2 ページ	6 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目	36 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目	3 ページ	20 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目	37 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目	4 ページ	19 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目	33 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目	5 ページ	2 行目の 15 文字目及び 16 文字目	7 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目	17 行目の 1 文字目、2 文字目及び 5 文字目	該当ページ	開示すべき部分	1 ページ	1 行目の 9 文字目から 15 文字目まで	2 行目の 8 文字目から 19 文字目まで	13 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	16 行目の 10 文字目から 14 文字目まで	17 行目の 15 文字目から 21 文字目まで	23 行目の 23 文字目から 28 文字目まで	26 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	37 行目の 1 文字目から 9 文字目まで
該当ページ	開示すべき部分																																
1 ページ	1 行目の 5 文字目及び 7 文字目																																
	3 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目																																
	19 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目																																
	22 行目の 12 文字目及び 13 文字目																																
	27 行目の 5 文字目及び 7 文字目																																
2 ページ	6 行目の 2 文字目、4 文字目及び 6 文字目																																
	36 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目																																
3 ページ	20 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目																																
	37 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目																																
4 ページ	19 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目																																
	33 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目																																
5 ページ	2 行目の 15 文字目及び 16 文字目																																
	7 行目の 2 文字目、4 文字目、5 文字目及び 7 文字目																																
	17 行目の 1 文字目、2 文字目及び 5 文字目																																
該当ページ	開示すべき部分																																
1 ページ	1 行目の 9 文字目から 15 文字目まで																																
	2 行目の 8 文字目から 19 文字目まで																																
	13 行目の 1 文字目から 5 文字目まで																																
	16 行目の 10 文字目から 14 文字目まで																																
	17 行目の 15 文字目から 21 文字目まで																																
	23 行目の 23 文字目から 28 文字目まで																																
	26 行目の 1 文字目から 5 文字目まで																																
	37 行目の 1 文字目から 9 文字目まで																																

答申 番号	判断の要旨		
3024		39 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
	2 ページ	16 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
		20 行目の 1 文字目から 26 文字目まで	
		21 行目の 19 文字目から 23 文字目まで	
		30 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
		34 行目の 1 文字目から 7 文字目まで	
		38 行目の 1 文字目から 6 文字目まで	
	3 ページ	7 行目の 1 文字目から 6 文字目まで	
		16 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
		33 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
		39 行目の 1 文字目から 6 文字目まで	
	4 ページ	5 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
		6 行目の 5 文字目から 10 文字目まで	
		15 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
		30 行目の 1 文字目から 5 文字目まで	
	5 ページ	4 行目の 12 文字目から 16 文字目まで	
	(注意)		
	文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。		

※ 答申全文については、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 41 号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第 7 条 （第 1 項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第 1 号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

横浜市保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881